



堺環計 第 4 1 9 号

平成 1 1 年 6 月 2 2 日

大阪府知事 山 田 勇 様



堺市長 幡 谷 豪 男

大阪港新島地区埋立事業及び大阪沖埋立処分場建設事業に係る環境影響
評価準備書についての環境保全上の意見について (回答)

大阪府環境影響評価要綱第10条の規定に基づく平成11年2月8日付け、環管第489号、及び環境影響評価法第20条第2項の規定に基づく平成11年6月16日付け、環管第183号で照会のあった標記のことについて、本市の意見を下記のとおり回答します。

記

準備書に示された事業の概要、影響の予測及び評価、環境保全上の措置について検討した結果、予測の前提となる事業規模等の範囲内で護岸工事、埋立工事及び搬入施設の利用が適正に実施される限り、大気汚染、騒音振動等の環境項目が及ぼす環境影響は特に大きいとは認められず、従って事業者による環境監視及びその結果に基づく措置が迅速かつ適切に講じられるならば、環境保全上の著しい支障が本市に及ぶものではないと考えます。

しかしながら、事業者は環境基本法等の趣旨を踏まえ、その事業活動に関しこれに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全に自ら努めなければならないため、事業の実施に当たっては、準備書に記載された環境保全対策の実施はもとより最新の環境保全技術、施工法等の採用など環境への負荷を極力回避、最小化することを基本とした最大限の努力を払う必要があると考えます。

一方、水質汚濁については、海面埋立に伴う水象変化の本市沿岸海域の水質に及ぼす影響が否定できない状況にあるとともに、埋立予定水域を含めた大阪湾奥部が魚介

類のふ化や生育場としても重要な水域であることから、水生生物の生息及び生息環境への影響が必ずしも小さいとはいえ、さらに生態系への影響も推察されるところで

す。
このような状況に鑑み、事業者に対しては、別添指摘事項についての実行を求めます。

また、大阪府においては、次の取り組みによる環境保全対策の実施について、特段の配慮がなされる必要があると考えます。

- 1 海面埋立に係る大阪湾の環境保全を図るため、大阪湾沿岸海域の総合的な環境管理システムの構築を行うとともに港湾整備等の事業者によるミティゲーションが可能となる制度及び技術に関する研究を、国及び関係機関と連携して推進されたい。
- 2 大阪湾奥部における水質を改善するため、汚濁負荷量の一層の削減を図るとともに、既存岸壁に係る浄化型護岸改修や人工海浜等海域の自然浄化機能の回復・向上を図るための取り組みを関係機関と協力して検討されたい。
- 3 当該事業関連自動車が本市の道路沿道に及ぼす影響は特に大きいとは認められないが、本市の道路沿道環境の現況を勘案すれば、沿道への影響を極力抑制するための総合的な自動車公害対策の推進が必要であるためこれに努められたい。

別添資料 大阪港新島地区埋立事業及び大阪沖埋立処分場建設事業に係る環境影響評価準備書についての検討結果（堺市環境影響評価専門委員）

指摘事項

1 全般的事項

- 1) 事業の実施に先立ち、準備書に示した地形条件等に基づく水理模型実験を実施して環境影響の程度を把握するとともに、埋立地の位置・形状等を含めより環境影響の低減可能な措置等について検討すること。
- 2) 現行港湾計画の埋立未着工部分に係る再事業化の検討に当たっては、瀬戸内海環境保全臨時措置法の基本方針である海面埋立を抑制する観点から、既存ふ頭等港湾関連施設の効率的利用及び今回の事業における工事中・工事後の監視に基づく環境影響の検証等によって自ら厳しく対応すること。
- 3) 陸上残土、浚渫土砂及び廃棄物の処分場確保を目的とした海面埋立を抑制するため、陸上残土等の発生抑制と陸上有効利用、及び廃棄物の発生抑制、減量化、リサイクルについて一層の推進を図ること。
- 4) 廃棄物最終処分事業が埋立事業計画地の土地利用計画に拘束され、各排出事業者が行う廃棄物等の発生抑制・減量化等の努力が損なわれないよう、土地利用開始時期の延長、部分供用開始等の柔軟な対応を行うこと。

2 大気汚染関係

- 1) 事業の実施に当たっては、適切な監視の実施による影響把握に努め、予測以上の影響がみられた場合は関係機関との協議に基づき迅速かつ適切な対応を図ること。
- 2) 自動車に係る大気汚染物質排出量を一層低減するため、廃棄物等搬入車両について低公害車等の採用、アイドリング停止及びその実効性を高めるための措置を講じること。
- 3) 護岸工事及び埋立工事に係る大気汚染物質排出量を一層低減するため、排出ガス対策型建設機械の使用及び工船用船舶、建設用機械等の使用燃料の良質化に努めること。

3 水象・水質汚濁・水生生物関係

- 1) 大阪市水環境計画等準備書記載の対策を着実に推進し、必要に応じ一層の対策を検討し実施すること。
- 2) 新島南防波堤の透過型構造については、構造形式、開口率等と水交換機能との関係に関する研究及び実証実験等を踏まえ、最善の構造を採用すること。
- 3) 環境監視等の事後調査によって、埋立地の存在・利用に係る影響の把握及び予測結果の検証を十分に行うとともに、予測以上の影響がみられた場合は、関係機関との協議に基づき、迅速かつ適切な対応を図ること。
- 4) 護岸工事及び埋立工事中の濁りを防止するため、汚濁防止膜を早期に展張するとともに、濁りの影響が最小となる適切な施工及び余水排水処理施設の維持管理の徹底を図ること。
- 5) 護岸工事及び埋立工事中の濁りによる水質及び水生生物への影響について、関係機関との協議に基づく適切な環境監視を実施するとともに、高濃度の濁り及び予測以上の濁りの範囲が出現したときは、原因究明を速やかに行い適切な環境保全対策を講じること。
- 6) 規制対象有害物質及びダイオキシン類が事業計画地から流出しないよう、処理施設の維持管理及び放流水質の監視の徹底を図るとともに埋立周辺海域の監視に努めること。
- 7) 浚渫については、浚渫土砂の陸上有効利用等に配慮しつつ計画的に推進すること。
- 8) 既存防波堤についても計画的な透過型改修が図られるよう努めること。

4 騒音・振動関係

- 1) 廃棄物輸送車両の走行による環境影響を低減するため、輸送の効率化、搬入ルートの設定及び受入時間帯の調整による輸送車両集中の緩和など、周辺環境への影響を最小限に止めるための対策を適切に推進すること。